

蕨市建設工事等検査要綱

昭和63年 3 月31日要綱第 3 号

改正

平成 2 年 4 月27日要綱第 8 号
平成 4 年 3 月11日要綱第 6 号
平成 8 年 4 月30日要綱第33号
平成 9 年 4 月30日要綱第23号
平成11年 3 月30日要綱第30号
平成13年11月20日要綱第54号
平成14年11月21日要綱第52号
平成15年 3 月31日要綱第17号
平成16年 3 月31日要綱第11号
平成16年 4 月30日要綱第22号
平成17年 3 月31日要綱第25号
平成18年 3 月31日要綱第17号
平成20年 3 月28日要綱第45号
令和 2 年 2 月 4 日要綱第 2 号
令和 3 年 8 月17日要綱第33号
令和 4 年 3 月29日要綱第15号
令和 5 年 8 月21日要綱第51号

蕨市建設工事等検査要綱

(趣旨)

第 1 条 蕨市が発注する建設工事（以下「工事」という。）、修繕、業務委託、材料及び物品において、契約の履行を確認する検査（以下「検査」という。）については、法令その他別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義等)

第 2 条 この要綱において「工事等」とは、工事、修繕、業務委託、材料及び物品をいう。

2 検査を実施する職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 検査員 総務部長

(2) 検査職員 総務部検査課長、総務部検査課の職員及び指定検査職員（必要に応じて、市長が任命する職員をいう。）

3 工事等の検査に当たる検査職員は、その都度検査員が指名する。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 工事の全部が完成したときに行う検査をいう。

(2) 完了検査 修繕及び業務委託の全部が完了したときに行う検査をいう。

(3) 完納検査 材料及び物品の全部が納品したときに行う検査をいう。

(4) 既済部分検査 工事又は業務委託の既済部分について、部分払をしようとするときに行う検査をいう。

(5) 既納部分検査 材料又は物品の既納部分について、部分払をしようとするときに行う検査をいう。

(6) 部分使用検査 工事の一部が完成し、又は業務委託の一部が完了し、部分使用をしようとするときに行う検査をいう。

(7) 中間検査 工事の施工中において、随時行う検査をいう。

(検査の手続)

第4条 工事の主管部長は、検査を実施する必要があるときは、工事検査請求書（様式第1号）を、検査員に提出するものとする。

2 工事以外の検査を実施する場合において、修繕にあつては完了届（様式第2号）を、業務委託にあつては蕨市委託契約約款（建設関連）（平成27年蕨市告示第30号）、蕨市土木設計業務等委託契約約款（平成27年蕨市告示第31号）及び蕨市建築設計業務委託契約約款（平成27年蕨市告示第32号）に定める委託業務完了通知書を、材料及び物品にあつては完納届（様式第3号）を検査員に提示することをもって、前項の規定による工事検査請求書の提出に代えることができる。

3 工事における中間検査は、検査員が必要と認めたとき、又は主管課長が必要と認め、かつ、工事検査請求書の提出があつたときに行うものとする。

(検査の基準等)

第5条 工事等の検査にあつては、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 埼玉県土木工事検査技術基準

(2) 埼玉県建築工事検査技術基準

(3) 前2号に掲げるものに準ずる図書

- 2 検査職員は、外部から検査することが困難な箇所については、作成された記録、資料等又は監督職員及び職員（以下「監督職員等」という。）から確認した旨の報告をもって検査に代えることができる。

(検査の立会)

第6条 検査に当たっては、あらかじめ検査職員から通知された日時に、工事及び修繕にあつては監督職員等及び請負者又は現場代理人が、業務委託にあつては監督職員等及び受託者又は現場責任者若しくは管理技術者が、材料及び物品にあつては担当職員及び受注者又は責任者が立ち会わなければならない。

(請負契約に違反する場合の措置)

第7条 検査職員は、検査をした結果、契約条項に違反しているものがあると認めたときは、直ちに監督職員に期日を指定して、手直しを命ずるよう指示するものとする。ただし、違反の事実が重大であると認めるものについては、検査員に報告し、指示を受けて必要な措置をとらなければならない。

- 2 検査職員は、前項の規定による手直しが完了したときは、直ちに当該手直し部分の検査を行わなければならない。ただし、検査職員が軽易な手直しで処理できるものと認めたものについては、監督職員から手直し完了を確認した旨の報告をもって、検査に代えることができる。

(工事成績の評定)

第8条 検査職員は、検査を完了したときは、別に定めるところにより監督職員と協力して工事成績を評定し、検査員に報告しなければならない。ただし、軽易な工事については、これを省略することができる。

(検査結果の報告及び通知)

第9条 検査職員は、検査が終了したときは、検査調書（様式第4号）により検査員に報告しなければならない。

- 2 検査員は、工事検査請求書の提出のあった検査については、その結果を工事検査結果通知書（様式第5号）により、工事の主管部長に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月27日要綱第8号）

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月11日要綱第6号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月30日要綱第33号）

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成9年4月30日要綱第23号）

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日要綱第30号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月20日要綱第54号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月21日要綱第52号）

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日要綱第17号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日要綱第11号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月30日要綱第22号）

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日要綱第25号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第17号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日要綱第45号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月4日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日要綱第33号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている用紙については、当面の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月29日要綱第15号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月21日要綱第51号）

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条から第8条まで、第9条（「安全安心推進課長」を「安全安心課長」に改める部分に限る。）、第11条から第18条まで、第28条（「政策企画室長」を「政策課長」に、「安全安心推進課長」を「安全安心課長」に改める部分に限る。）、第44条（「政策企画室長」を「政策課長」に、「まちづくり推進室長」を「まちづくり課長」に改める部分に限る。）及び第45条から第49条までの規定
令和5年10月2日

- (2) （略）